

2026年6月19日

各 位

会 社 名 ファイズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 大澤 隆
(コード番号：9325)
本社所在地 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
問合せ先 取締役上席執行役員 西村 考史
電話番号 06-6453-0250 (代表)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2026年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 8,953株
(3) 処分価額	1株につき1,125円
(4) 処分価額の総額	10,072,125円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※1） 5名 4,667株 当社の執行役員 2名 446株 当社の従業員 3名 580株 当社の子会社の取締役（※2） 2名 446株 当社の子会社の従業員 21名 2,814株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。 ※2 社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月16日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（勤務条件型。以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

本制度に基づき、(i) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せず無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受けること（以下「現物出資方式」といいます。）、(ii) 無償交付方式又は現物出資

方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年50千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）、(iii) 譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、既存の報酬枠とは別枠で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて年30百万円以内とすること（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定する金額とします。）及び、(iv) これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとするにつき、ご承認をいただいております。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

また、当社は、当社の執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び従業員に対しても、本制度と同様の制度を導入しております。

今般、制度の目的、当社グループの業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、(i) 当社は、本日開催の当社取締役会の決議により、当社の対象取締役5名、執行役員2名（以下「対象執行役員」といいます。）及び従業員3名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社に対する金銭報酬債権（対象執行役員及び対象従業員の場合には金銭債権。以下同じです。）合計6,404,625円を付与し、また、(ii) 当社の子会社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）2名（以下「対象子会社取締役」といいます。）及び従業員21名（以下「対象子会社従業員」といい、対象取締役、対象執行役員、対象従業員及び対象子会社取締役と併せて「割当対象者」といいます。）に対し、同社に対する金銭報酬債権（対象子会社従業員の場合には金銭債権。以下同じです。）合計3,667,500円を付与しました。その上で、当社は、これらの金銭報酬債権の合計10,072,125円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,125円）、当社の普通株式合計8,953株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

ア. 割当対象者が対象取締役である場合

割当対象者は、2026年7月17日（払込期日）から割当対象者が当社の取締役の地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、割り当てられた本割当株式（以下「本割当株式A」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

イ. 割当対象者が対象執行役員、対象従業員及び対象子会社従業員である場合

割当対象者は、2026年7月17日（払込期日）から2027年7月16日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、割り当てられた本割当株式（以下「本割当株式B」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

ウ. 割当対象者が対象子会社取締役である場合

割当対象者は、2026年7月17日（払込期日）から当社の子会社の2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「譲渡制限期間Ⅲ」といい、譲渡制限期間Ⅰ及び譲渡制限期間Ⅱと併せ、「譲渡制限期間」といいます。）、割り当てられた本割当株式（以下「本割当株式C」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

ア. 割当対象者が対象取締役である場合

割当対象者が、2026年7月17日（払込期日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Ⅰの満了時において、本割当株式Aの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供等期間中において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間Ⅰの満了時において、本割当株式Aの全部につき、譲渡制限を解除する。

イ. 割当対象者が対象執行役員、対象従業員及び対象子会社従業員である場合

割当対象者が譲渡制限期間Ⅱ中、継続して当社の執行役員（割当対象者が対象従業員である場合には当社の従業員、対象子会社従業員である場合には当社の子会社の従業員）にあることを条件として、譲渡制限期間Ⅱ満了時において、本割当株式Bの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、譲渡制限期間Ⅱ中において、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の執行役員（割当対象者が対象従業員である場合には当社の従業員、対象子会社従業員である場合には当社の子会社の従業員）の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間Ⅱ満了時において、本割当株式Bの全部につき、譲渡制限を解除する。

ウ. 割当対象者が対象子会社取締役である場合

割当対象者が譲渡制限期間Ⅲ中、継続して当社の子会社の取締役にあることを条件として、譲渡制限期間Ⅲ満了時において、本割当株式Cの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、譲渡制限期間Ⅲ中において、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間Ⅲ満了時において、本割当株式Cの全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当対象者に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,125円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上